



監督署からのお知らせ (2021年11月)

石巻労働基準監督署
令和3年11月18日

〈 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ 〉

《 令和3年10月末現在の労働災害発生状況 》

10月末現在、休業4日以上^{の労働災害は370件と、前年同月と比べて30.7% (+87件)の増加となり、災害の増加傾向が続いています。前年同月と比較すると、業種別では、商業は80.6%増(小売業は51.9%増)、製造業は34.2%増(食料品製造業は76.3%増)、保健衛生業は46.4%増となっており、事故の型別にみると、激突され(86.7%増)、腰痛などの動作の反動・無理な動作(61.1%増)、切れ・こすれ(60.9%増)、転倒(46.4%増)が急増しているほか、感染症によるものも大幅に増加しました。}

発生の背景として、安全作業手順・作業計画の不徹底が多くうかがわれ、中には新規採用者への作業手順・作業計画の周知が不足していたケース等管理する側の問題も少なくないところです。

引き続き、労使が一体となって、安全・健康で安心して働けるためのルールを確実に実践していただくようお願いします。



宮城労働局の状況
※石巻署分も掲載

〈 石巻管内の労働災害発生状況 (令和3年10月末時点) 〉

項目	令和元年確定値		令和2年確定値		前年比		令和3年1~10月		令和2年1~10月		前年同月比		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	
全業種	364	5	362	3	-2	-2	370	2	283	2	87	30.7%	0
製造業	110	0	100	2	-10	2	102	1	76	2	26	34.2%	-1
うち食料品製造業	63	0	52	2	-11	2	67	1	38	2	29	76.3%	-1
うち水産食料品	49	0	46	2	-3	2	57	1	34	2	23	67.6%	-1
建設業	88	3	76	0	-12	-3	66	0	64	0	2	3.1%	0
土木工事業	31	2	38	0	7	-2	31	0	33	0	-2	-6.1%	0
建築工事業	42	1	30	0	-12	-1	26	0	23	0	3	13.0%	0
その他の建設業	15	0	8	0	-7	0	9	0	8	0	1	12.5%	0
陸上貨物運送事業	30	1	27	1	-3	0	22	1	20	0	2	10.0%	1
商業	38	0	43	0	5	0	56	0	31	0	25	80.6%	0
うち小売業	29	0	38	0	9	0	41	0	27	0	14	51.9%	0
保健衛生業	32	0	38	0	6	0	41	0	28	0	13	46.4%	0
うち社会福祉施設	31	0	34	0	3	0	20	0	25	0	-5	-20.0%	0
上記以外の業種	66	1	78	0	12	-1	83	0	64	0	19	29.7%	0

《 陸上貨物運送事業とその荷主等、食品スーパー・総合スーパー、社会福祉施設の皆さまへ ~ 労働災害防止の一層の取組にご協力願います! ~ 》

県内においては、陸上貨物運送事業、小売業(特に食品スーパー、総合スーパー)、社会福祉施設における労働災害が増加しています。陸上貨物運送事業においては荷役作業時(特に荷台等からの墜落・転落、ロールボックスパレット取扱作業時)が、小売業においては転倒が、また、社会福祉施設においては腰痛と転倒が、それぞれ多発しています。

宮城労働局においては、これらに関係する主要な団体に対して、上記労働災害防止対策の一層の取組をお願いしています(陸上貨物運送事業関係については、荷主などの団体を含みます。)

関係する事業場の皆さまにおかれては、労働災害が増加する年末年始の前に、適切な対策を講じていただき、安全な作業が確保されるよう一層の取組をお願いします。参考情報は、それぞれ次のQRコードからお読みいただけます。右端の「SafeworkK 向上宣言」の取組が効果的ですので、ぜひご利用ください。



陸上貨物運送事業



食品スーパー・総合スーパー



社会福祉施設



SafeworkK 向上宣言

《 特定最低賃金が 12 月 15 日から改定されます！ 》

宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金は 10 月 1 日から時間額 853 円と
なっていますが、このたび**特定最低賃金（業種別最低
賃金）**が改定され、**12 月 15 日から右記のとおりと
なります。**

該当する業種の場合、適用除外労働者以外は特定最
低賃金が適用となります（例：主として事務を行う者、
技能実習生の場合にも適用されます。）。

特定最低賃金が該当する場合、最低賃金額を下回ら
ないようあらかじめ確認し、下回るとき

は賃金額の引上げをお願いします。

お問合せは監督署までお願いします。

特定最低賃金に関する HP（宮城労働局）



宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	853円	3. 10. 1
宮城県特定最低賃金	最低賃金額	効力発生日
鉄鋼業	925円	2. 12. 15
	953円	3. 12. 15
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	864円	2. 12. 20
	890円	3. 12. 15
自動車小売業	891円	2. 12. 24
	918円	3. 12. 15

《 要求性能を満たした墜落制止用器具への更新は済んでいますか？ 》

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯		墜落制止用器具
① 胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
② 胴ベルト型（U字つり）	×	×
③ ハーネス型（一本つり）	→	ハーネス型（一本つり）

以前は「安全帯」と呼んでいた高所作業時の墜落
防止のための器具については、平成 31 年 2 月に改
正関係法令が施行されましたが、令和 4 年 1 月 1 日
までは、経過措置として従来の「安全帯」の使用が
認められています。

1 月 2 日以降は、旧いタイプのものは使用できな
くなり、「フルハーネス型墜落制止用器具」が原則と
なり、上記制止用器具では墜落時に地面に到達する
おそれがある場合（高さ 6.75m 以下）に限って「胴
ベルト型（一本つり）墜落制止用器具」が使用でき
ることとなります（「墜落制止用器具の規格」を満た
すことが必要です。）。

墜落制止用器具に関するリーフレット
**要求性能を満たした墜落制止用器
具への更新がお済みでない場合は、
早期にその更新を図り、安全・安心
な作業確保への対応をお願いします。**



《 技能実習生の労働条件の確保と労働災害の防止をお願いします 》

11 月 8 日から技能実習生等の新規入国制限の見直しが行われました。新たに技能実習生
を受け入れる予定の事業場等におかれては、労働関係法令の確実な遵守をお願いします。

また、外国人労働者の労働災害は、令和元年（平成 31 年）以降増加傾向にあり、石巻署
管内においても増加しています。安全衛生教育・研修の確実な実施、危険の見える化、安全
表示の母国語での表記など外国人労働者が安心して働ける環境整備をお願いします。

外国人労働者関係
HP（宮城労働局）



発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の 2 階です。）

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484
- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらをご利用いただけます（9：00～16：00）。
（気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2 階（ハローワーク気仙沼と同じ建物） 電話：0226-25-6921）

宮城労働局石巻署ページ 宮城労働局メール

